

公益財団法人くわしん福祉文化協力基金

助 成 要 綱

公益財団法人

くわしん福祉文化協力基金

〒511-8666 桑名市大中央町20番地

電 話 (0594) 24-2558

F A X (0594) 24-2881

公益財団法人くわしん福祉文化協力基金助成要綱

1. 目 的

公益財団法人くわしん福祉文化協力基金は、地域社会の活性化のため、三重県桑名市、四日市市、いなべ市、木曾岬町、東員町、川越町、朝日町及び菰野町において、地方公共団体及び公共的団体等が主催し、後援し、又は協賛する事業に要する経費の一部に、助成金を交付するものとし、その助成金の交付方法等については、この要綱の定めるところによる。

2. 助成対象とする事業

助成の対象とする事業は、地域の社会福祉に関する事業、社会生活環境の整備等に関する事業、文化の振興に関する事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 助成対象事業は、一定期間の事業に限り、継続的なものでないこと。
- (2) 事業が直接営利を目的としたものでないこと。
- (3) 過去2年間当基金の助成を受けていないこと。

3. 助成金の額

助成金の額は、事業の企画実施に要する経費（入場料金等事業収入がある場合は、その額を控除した額）の2分の1以内の額で、100万円を限度とする。

ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、限度を超えて助成できるものとする。

4. 助成金の申請

申請者は、申請書（別紙1号様式）に関係書類を添えて、助成金を希望する事業を行う前年度の4月1日よりその翌年2月1日までに、当財団事務局を經由し、理事長に提出するものとする。

5. 助成金の交付決定

理事長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の決定をし、助成金交付決定通知書（別紙2号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

6. 事業の計画の変更等

- (1) 申請者は、申請後において助成事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別紙3号様式）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 申請者は、申請後において助成事業の内容を中止するときは、取り下げ申請書（別紙4号様式）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

7. 事業実績の報告

申請者は、助成事業が終了後、理事長にその結果を記載した実績報告書（別紙5号様式）に必要な書類を添えて、報告しなければならない。

8. 助成金の交付の請求

助成金の交付は、原則として精算払いとする。この場合において、申請者は実績報告書とあわせて、助成金の交付請求書（別紙6号様式）を提出するものとする。

但し、理事長が必要と認めたときは、前金払又は概算払ができるものとする。この場合、助成金交付請求書に理由書を添付して提出するものとする。

9. 要綱の運用

この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用についての必要な事項は理事長が定める。